

宇 個 審 答 申 第 2 0 号
平 成 2 7 年 2 月 9 日

宇治市長 山本 正 様

宇治市個人情報保護審議会
会 長 松 岡 久 和

実施機関における個人情報の取扱い（本人以外からの個人情報の収集、個人情報の提供）
について（答申）

平成26年12月5日付け、26宇市秘広第387号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い（本人以外からの個人情報の収集、個人情報の提供）について」について、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった本人以外からの個人情報の収集については、当該事業の実施に当たり、本人以外から収集することについて相当の理由があると認められるため、下表を本人以外からの収集の例外類型事項19として追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	本人以外からの収集が適当であると認める理由
19	ドライブレコーダーを設置することにより、ドライブレコーダーで撮影された映像に含まれる個人の容姿、ナンバープレート等の個人情報を収集すること。	ドライブレコーダーによる撮影の性質上、被撮影者から個別の同意を得ることは困難であるが、交通事故発生時の状況把握や事故原因を明確にするため及び撮影された映像を運転者に対する安全運転教育に用いるためには、個人の容姿、ナンバープレート等の個人情報を収集することが避けられない。 ただし、次のすべての事項を満たす場合に限る。 (1) ドライブレコーダーで撮影された映像を確認する者及びそのデータを取り扱う者を必要最小限とすること。

		<p>(2) 映像の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 映像の保管期間は、設置目的を達成するために必要最小限とし、保管期間を経過した映像は確実に消去するか又は廃棄すること。</p> <p>(4) 映像を安全運転教育に用いる場合は、個人を識別できないよう編集又は加工すること。</p>
--	--	---

2 諮問のあった個人情報の提供については、当該事業の実施に当たり、提供することについて相当の理由があると認められるため、下表を提供の例外類型事項17として追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
17	ドライブレコーダーで撮影された個人情報を含む映像を保険会社へ提供すること。	<p>交通事故発生時の状況把握や事故原因を明確にし、より円滑な事故処理を行うためには、ドライブレコーダーにより撮影された個人情報を含む映像を保険会社へ提供する必要がある。</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>